平成28年度指定地域密着型サービス実地指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1　実地指導の実施状況

目的

　吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、実地指導を実施しました。

実施回数

　吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領により、集団指導を年に1回、実地指導を1事業所あたり概ね3年に1回を目途に実施しています。

　指導監査の結果は、次のとおりです。

平成28年度実地指導結果一覧表（Ⅰ）

サービス名	対象数（A）	実施数（B）	実施比率（B/A）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	100%
夜間対応型訪問介護	1	-	0%
地域密着型通所介護	60	7	11.7%
（介護予防）認知症対応型通所介護	10	1	10%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8	2	25%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	17	4	23.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	2	33.3%
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-
合　　計	103	17	16.5%

平成28年度実地指導結果一覧表（Ⅱ）

サービス名称	指摘事業所数	文書指摘・口頭指導【あり】の事業所数		
	合計	文書指摘のみ	口頭指導のみ	文書指摘及び口頭指導
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	-	-	1
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-
地域密着型通所介護	7/7			7
（介護予防）認知症対応型通所介護	1/1	-	-	1
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	2/2	-	-	2
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	4/4	-	1	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2/2	-	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-
合　計	17/17	-	2	15

第２　文書指摘事項

（１）文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第１位	運営基準	運営規程及び重要事項説明書	運営規程と不整合及び誤記載等（16件）
第１位	運営基準 設備基準	衛生管理等	共用タオルの使用、洗面台等においての誤飲防止の未対策等（16件）
第３位	介護給付費関係	基本料・加算違算	加算基準未充足等介護報酬の不適正な請求等（11件）
第４位	運営基準	サービス計画	サービス計画の不備等（10件）
第５位	運営基準	記録の整備	従業者の記録の未整備（7件）

（2）主な指摘事項

Ⅰ　運営基準

【運営規程及び重要事項説明書に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程の必要事項（身体的拘束等の原則禁止、虐待防止に関する事項、従業者の職務の内容等）が未記載であった。	
2	運営規程に記載されている項目と重要事項説明書との整合が図られていなかった。	

【サービス計画に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	地域密着型通所介護計画について、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容についての不備が見受けられた。	
2	利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となった場合など居宅サービス計画の変更が必要になった場合において、必要な援助が行われていなかった。	

【秘密の保持に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことのないよう、必要な措置が講じられていなかった。	
2	利用者本人や利用者の家族の個人情報使用につき、あらかじめ文書により、同意を得ていなかった。	

【研修機会の確保に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者の資質の向上のための研修が未実施であった。	
2	研修は実施されているが、研修参加職員以外に還元できる体制（記録含む）が整備されていなかった。	

【衛生管理等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者の健康状態について、必要な管理が行われていなかった。（健康診断の未実施）	

【記録の整備に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者の下記の記録が整備されていなかった。 〇雇用契約書　〇健康診断関係書類　〇労働者名簿	

【地域との連携等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営推進会議が概ね2（6）月に1回以上開催されていなかった。	
2	運営推進会議は開催されているが、当該記録が公表されていなかった。	

【非常災害対策に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	非常災害に対する具体的計画が作成されていなかった。	

Ⅱ　設備基準

【衛生管理等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	洗面所等の液体石鹸が誤飲防止のための必要な措置がされていなかった。	
2	事業所内で押しピンが使用されており、事故の未然防止の措置がされていなかった。	

【安全対策】

番号	指摘内容	文書指摘
1	緊急呼出装置（ナースコール）が取り外されている居室があった。	
2	機能訓練室のテレビについて、転倒防止対策の措置がされていなかった。	

Ⅲ　介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅱの算定にあたり、従業者ごとの研修計画はあったが、不十分であるため、以下のとおり要件を満たすこと。 ・当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、小規模多機能型居宅介護従業者について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。	
2	医療連携体制加算	医療連携体制加算において、「重度化した場合の対応に係る指針について、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている」という要件が満たされていなかった。	
3	看取り介護加算	看取り介護加算において、必要とされる同意、計画、記録がなされていなかった。	

第３　監査の実施結果

　監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

〇利用者に対する虐待

〇指定基準に重大な違反

〇サービスの内容に不正又は著しい不当

〇介護報酬の請求に不正又は著しい不当

〇報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず
　又は虚偽の報告をした

〇出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは
　虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

〇不正の手段により事業者指定を受けた

※平成28年度については、未実施。